（改善）

第五十三条　試験研究用等原子炉設置者は、その品質方針、品質目標、内部監査の結果、データの分析、是正処置、予防処置及び経営責任者照査の活用を通じて、品質管理監督システムの妥当性及び実効性を維持するために変更が必要な事項を全て明らかにするとともに、当該変更を実施しなければならない。

（是正処置）

第五十四条　試験研究用等原子炉設置者は、発見された不適合による影響に照らし、適切な是正処置を講じなければならない。この場合において、原子力の安全に影響を及ぼすものについては、発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）を、手順を確立した上で、行わなければならない。

2　試験研究用等原子炉設置者は、次に掲げる要求事項を規定した是正処置手順書を作成しなければならない。

一　不適合の照査

二　不適合の原因の明確化

三　不適合が再発しないことを確保するための措置の必要性の評価

四　所要の是正処置（文書の更新を含む。）の明確化及び実施

五　是正処置に関し調査を行った場合においては、その結果及び当該結果に基づき講じた是正処置の結果の記録

六　講じた是正処置及びその実効性についての照査

（予防処置）

第五十五条　試験研究用等原子炉設置者は、起こり得る問題の影響に照らし、適切な予防処置を明確にして、これを講じなければならない。この場合において、自らの試験研究用等原子炉施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映しなければならない。

2　試験研究用等原子炉設置者は、次に掲げる要求事項（根本原因分析に係る要求事項を含む。）を定めた予防処置手順書を作成しなければならない。

一　起こり得る不適合及びその原因の明確化

二　予防処置の必要性の評価

三　所要の予防処置の明確化及び実施

四　予防処置に関し調査を行った場合においては、その結果及び当該結果に基づき講じた予防処置の結果の記録

五　講じた予防処置及びその実効性についての照査

附　則

この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日）から施行する。

○原子力規制委員会規則第二十三号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十八条の三の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則を次のように定める。

平成二十五年十二月六日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則

目次

第一章　総則（第一条―第十五条）
第二章　試験研究用原子炉に係る試験研究用等原子炉施設（第十六条―第三十九条）
第三章　研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設（第四十条―第四十八条）
第四章　ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設（第四十九条―第五十四条）
第五章　ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設（第五十五条―第六十四条）
附則

第一章　総則

（適用範囲）

第一条　この規則は、次に掲げる原子炉及びその附属施設について適用する。

一　試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）

二　船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であって蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）であって研究開発段階にある試験研究用等原子炉

（定義）

第二条　この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　「放射線」とは、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号。以下この条において「試験炉規則」という。）第一条の二第二項第一号に規定する放射線をいう。

二　「管理区域」とは、試験炉規則第一条の二第二項第四号に規定する管理区域をいう。

三　「放射性廃棄物」とは、試験炉規則第一条の二第二項第二号に規定する放射性廃棄物をいう。

四　「周辺監視区域」とは、試験炉規則第一条の二第二項第六号に規定する周辺監視区域をいう。

五　「試験研究用原子炉」とは、前条第一号に規定する試験研究用等原子炉（第九号及び第十号に規定するものを除く。）をいう。

六　「研究開発段階原子炉」とは、前条第二号に規定する試験研究用等原子炉をいう。

七　「中出力炉」とは、試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号。以下「試験炉許可基準規則」という。）第二条第二項第八号に規定する中出力炉をいう。

八　「高出力炉」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第九号に規定する高出力炉をいう。

九　「ガス冷却型原子炉」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十号に規定するガス冷却型原子炉をいう。

十　「ナトリウム冷却型高速炉」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十一号に規定するナトリウム冷却型高速炉をいう。

十一　「安全機能」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十二号に規定する安全機能をいう。

十二　「安全機能の重要度」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十三号に規定する安全機能の重要度をいう。

十三　「通常運転」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する通常運転をいう。

十四　「運転時の異常な過渡変化」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十五号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。

十五　「設計基準事故」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十六号に規定する設計基準事故をいう。

十六　「多重性」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十七号に規定する多重性をいう。

十七　「多様性」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十八号に規定する多様性をいう。

十八　「独立性」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十九号に規定する独立性をいう。

十九　「燃料体」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十号に規定する燃料体をいう。

二十　「燃料材」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十一号に規定する燃料材をいう。

二十一　「燃料の許容設計限界」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十三号に規定する燃料の許容設計限界をいう。